



図書館の中に街をつくろう!

3月の休館日

石狩市民図書館

2(月)・9(月)・16(月)・
23(月)・24(火)・30(月)

本館(花川北7・1) ☎72・2000



能登半島地震 被災地応援チャリティー 想いをつなぐ最終章

友好図書館である名取市図書館の市民ボランティア団体「名取市図書館友の会・なとと」が実施する、能登半島地震で被災した図書館を応援するプロジェクトに当館も取り組んでいます。15(日)まで募金活動を行い、被災地の新聞店・書店を通じて被災図書館へ新聞・雑誌を寄贈します。

パンとおかしのSpringマルシェ

14(土) 10時~15時

市内のパン屋さん・お菓子屋さんが図書館に大集合! エントランスホールで販売を行い、売り上げの一部を寄付します。入場無料で、イートインスペースもあります♪本プロジェクトを締めくくる最後のイベントです。おいしく楽しみながら、被災地支援にご参加ください。※無くなり次第終了。商品は変更となる場合があります

パンブース

- **ベーカリーショップ こむぎっこ**
(樽川519・2) ☎74・7138
- **デニッシュ**
(花川北1・4) ☎73・7236
- **パン菓子工房 パーケリー**
(花畔342・9) ☎64・0303



お菓子ブース

- **a cake**
(緑苑台東3・3) ☎67・1674
主な販売商品
クレープ、チュロス、マフィン、メレンゲクッキー、ルベンクッキー
- **飛ぶ鳥農場**
(厚田区厚田262・3) ☎080・6086・5833
主な販売商品
カットシフォン(プレーン・紅茶)、ホールシフォン各種
- **ななや**
(花畔338・115) ☎62・9064
主な販売商品
ガトー・オ・ショコラ、ハマナスルビーチョコ、サヴレ・ショコラ、ビーントゥバーチョコ
- **わがまま農園カフェ**
(八幡町高岡87・3)
主な販売商品
パウンドケーキ、クッキー数種類
- **和洋菓子のなかむら**
(花川南7・3) ☎73・8560
主な販売商品
くずバー、大福、わらび餅、お団子
- **パン屋トムトイ**
(花畔2・1) ☎080・2866・2474
主な販売商品
イベント限定! チョコの米粉クッキー、ホワイトチョコのデニッシュラスク、ホワイトチョコとイチゴのお米パンラスク



石狩句歌歳時記

俳句
如月の街に五輪の噂かな
西口悦子

短歌
雪かきはいつもの冬の事なれど
老いゆくごとに重さ身に滲む
国兼勝見

本の特集コーナー

- 本館** 2/28(土)~3/15(日)
『ありがとう』を伝えよう♡
17(火)~31(火)
本から見えるゲームの世界
- 分館** 3(火)~25(水)
花川南:ガーデニング大好き
八幡:大人になったあなたへ
ここに残る絵本たち
浜益:折り紙を楽しもう!



市民図書館 HP



市民図書館 PV



Instagram

本館おはなし会

- 目 ①7(土)・21(土)…びっくりばこ
14(土)……………よみきかせ 子っ子の会
22(日)……………図書館司書
- ②28(土)……………おとなも絵本を楽しむ会
おおきな木
- 時 ①11時~11時30分
②13時30分~14時30分

名作を楽しむ会(DVD上映会)

- 内 「新・映像の世紀 第3集
時代は独裁者を求めた」
- 目 12(木)13時~14時15分

賃貸住宅退去時の高額請求

入居時の記録と退去時の
精算確認でトラブルを回避

この時、写真を撮る、メモを残すなどして
必ず入居時の状況を記録してください。

【賃貸借契約をする前】

貸主側（管理会社、大家など）からの説明をよく聞き、契約書の内容を理解した上で契約しましょう。特に、次の点は必ず確認を！

- ① 禁止事項
- ② 修繕に関する事項
- ③ 退去する際の費用負担に関する事項（ハウスクリーニング費用は全額借り主負担など）

また、事例の「喫煙可」のように口頭で説明を受けた事項は、契約書に文言を入れてもらうか、少なくとも担当者名と口付を記載したメモを残しておくことが安心です。

ペットが付けた汚れや傷は、原則借り主負担となることが多い点にも注意が必要です。ペット礼金は敷金と異なり、基本的に退去時費用と相殺されないため、契約書の「ペットに関する事項」も事前の確認が大切です。

【入居時】

住宅に傷や汚れがないか、エアコンなどの設備が正常に動作するかなどを貸主側と一緒に確認しましょう。

【退去時】

入居時同様、記録を残しながら賃貸住宅の現状を確認しましょう。貸主側の精算結果に納得できない費用が含まれていたら、国交省のガイドラインに示されている基準を参考にし、貸主側に費用の明細や算定根拠の説明を求め、費用負担について話し合います。なお、年月の経過による損耗や普通の使い方をしても発生する汚れや傷などの修繕費用は、原則として借り主が負担する必要はないと考えられています。

賃貸住宅に入居中 注意すること！

原則、必要な修繕を行う義務は貸主側にあります。貸主側に無断で修繕を行うと、退去時の精算でトラブルになる恐れがあるため注意しましょう。

もしも入居中に設備の不具合（水漏れ、給湯器の故障など）が起きた場合は、早めに貸主側へ連絡し、相談することが大切です。

相談事例

4年前に敷金・礼金なしで入居した築17年の賃貸アパートを先日退去した。入居時に管理会社から「喫煙可」と口頭で確認していたため、室内で喫煙していた。また、犬を飼うにあたり「ペット礼金」も支払っている。退去時には清掃を行い、目立つ汚れや傷はない認識だった。ところが退去後、管理会社から届いた精算書で、原状回復費用として約90万円を請求された。高額で、内訳や算定根拠に納得できない。



困った時は国土交通省HP
「原状回復をめぐる
トラブルとガイド
ラインについて」
を参考に！

